

○医療法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

	修 正 後	修 正 前
<p>医療法等の一部を改正する法律 (医療法の一部改正)</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のよう に改正する。</p> <p>第三十条の七第一項中「及び管理者」を「管理者及び設置者」 に改める。</p> <p>第三十条の八に次の二項を加える。</p> <p>2  前項に定めるもののほか、厚生労働大臣は、医療計画において定められた第三十条の四第二項第四号から第六号までに掲げる事項の実施について、同項第一号の目標の設定並びに当該目標の達成のための実効性のある取組及び当該取組の効果に係る評価の実施が総合的に推進されるよう、都道府県に対し、必要な助言を行うものとする。</p>	<p>医療法等の一部を改正する法律 (医療法の一部改正)</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のよう に改正する。</p> <p>第三十条の七第一項中「及び管理者」を「管理者及び設置者」 に改める。</p> <p>(新設)</p> <p>第三十条の七第一項中「及び管理者」を「管理者及び設置者」 に改める。</p> <p>(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 の一部改正)</p> <p>(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 の一部改正)</p>	<p>○医療法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表</p>
<p>第四条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 の一部改正</p>	<p>(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 の一部改正)</p>	<p>○医療法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表</p>
<p>第四条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 の一部改正</p>	<p>(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 の一部改正)</p>	<p>○医療法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表</p>

法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

（目次改正・略）

第七条の次に次の二条を加える。

（病床数の削減を支援する事業等）

第七条の二 都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる。

2 都道府県は、医療機関が前項に規定する事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数を削減するものとする。

（病床数の削減を支援する事業に要する費用に係る国の負担）

第七条の三 国は、医療保険の保険料に係る国民の負担の抑制を図りつつ持続可能な医療保険制度を構築するため、予算の範囲内において、前条第一項に規定する事業に要する費用を負担するものとする。

第十二条の二第一項中「をいう」の下に「。次条第四項において同じ」を加え、「この条及び第三十八条において」を削る。

法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

（目次改正・略）  
(新設)

第十二条の二第一項中「この条及び第三十八条において」を削る。

第三章の三を第三章の四とし、第三章の二の次に次の二章を加える。

### 第三章の三 電子診療録等情報の利用等の推進

第十二条の三 医療機関その他の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、支払基金又は連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「電子診療録等情報」という。）を電磁的方法により提供することができる。

2 前項の規定により電子診療録等情報の提供を受けた支払基金又は連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、国民が電磁的方法により自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようにするとともに、電子診療録等情報の利用に関する患者の同意が得られた場合その他厚生労働省令で定める場合において、当該患者に医療を提供する医師その他厚生労働省令で定める者（以下この項及び第二十四条第三項第一号において「医師等」という。）の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を電磁的方法により提供し、又は閲覧することができるようしなければならない。

第三章の三を第三章の四とし、第三章の二の次に次の二章を加える。

### 第三章の三 電子診療録等情報の利用等の推進

第十二条の三 医療機関その他の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、支払基金又は連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「電子診療録等情報」という。）を電磁的方法により提供することができる。

2 前項の規定により電子診療録等情報の提供を受けた支払基金又は連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、国民が電磁的方法により自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようにするとともに、電子診療録等情報の利用に関する患者の同意が得られた場合その他厚生労働省令で定める場合において、当該患者に医療を提供する医師その他厚生労働省令で定める者（以下この項及び第二十四条第三項第一号において「医師等」という。）の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を電磁的方法により提供し、又は閲覧することができるようしなければならない。

3| 政府は、医療情報の共有を通じた効率的な医療提供体制の構築を促進するため、電子診療録等情報の電磁的方法による提供を実現しなければならない。

（新設）

4| 政府は、令和十二年十二月三十一日までに、電子カルテの普及率（電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう。）が約百パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第一百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。

第六条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中「医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想（以下単に「地域医療構想」という。）」を「地域医療構想」に改め、同号ロ中「第三十条の三第二項第六号」を「第三十条の三第二項第七号」に改め、同条第三項中「医療計画

第四条第二項第二号イ中「医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想（以下単に「地域医療構想」という。）」を「地域医療構想」に改め、同号ロ中「第三十条の三第二項第六号」を「第三十条の三第二項第七号」に改め、同条第三項中「医療計画

及び」を「地域医療構想及び医療計画並びに」に改める。

第七条の二及び第七条の三を削る。

及び」を「地域医療構想及び医療計画並びに」に改める。

(新設)

第十二条の二第一項中「次条第四項」の下に「及び第十二条の七」を加える。

第十二条の二第一項中「をいう」の下に「。第十二条の七において同じ」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医療法第三十条の八に一項を加える改正規定及び同法第三十条の十五第一項の改正規定（「及び次条」を削る部分に限る。）、第四条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第七条の次に二条を加える改正規定並びに第十三条の規定並びに次条第二項及び第四項並びに附則第五条、第六条、第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十四条の規定、附則第四十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の第六条、第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十四条の規定、附則第四十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の五十七条の三十一の項の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定並びに附則第五十三条の規定 公布の日

第一条の規定（前号、第四号及び第五号に掲げる改正規定を

五十七条の三十一の項の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定並びに附則第五十三条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号、第四号及び第五号に掲げる改正規定を

除く。)、第七条中健康保険法第六十五条第四項の改正規定(「第三十条の十一」を「第三十条の十一第一項」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十条、第八十一条及び第八十二条第一項の改正規定並びに第十二条中介護保険法第百五条及び第百十四条の八の改正規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第三十条及び第三十六条の規定 令和八年四月一日

三 第四条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十条中地方税法附則第十一条第十六項の改正規定(「第十二条の七」を「第十三条の六」に、「第十二条の二の二第一項」を「第十三条の六」に、「第十二条の二の二第一項」を「第十三条第一項」に改める部分に限る。)及び第十八条の規定並びに附則第三十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

#### 四〇八 (略)

九 第六条の規定(同条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三条第二項第四号の改正規定(「医療法」を「医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)及び同法」に、「」及び「」を「」並びに「」に改める部分に限る。)、同法第四条第二項第二号及び第三項の改正規定並びに同法第七条の二及び第七条の三を削

除く。)、第七条中健康保険法第六十五条第四項の改正規定(「第三十条の十一」を「第三十条の十一第一項」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十条、第八十一条及び第八十二条第一項の改正規定並びに第十二条中介護保険法第百五条及び第百十四条の八の改正規定並びに附則第四条、第七条、第八条、第三十条及び第三十六条の規定 令和八年四月一日

三 第四条の規定、第十条中地方税法附則第十一条第十六項の改正規定(「第十二条の七」を「第十三条の六」に、「第十二条の二の二第一項」を「第十三条第一項」に改める部分に限る。)及び第十八条の規定並びに附則第三十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

#### 四〇八 (略)

九 第六条の規定(同条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三条第二項第四号の改正規定(「医療法」を「医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)及び同法」に、「」及び「」を「」並びに「」に改める部分に限る。)、同法第四条第二項第二号及び第三項の改正規定並びに同法第七条の二及び第七条の三を削

次の改正規定、同法第七条の二第三項、第七十七条第三項及び  
第一百五十条の一第一項の改正規定、同法第一百五十条の十の改正  
規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第六章中同条を第一百  
五十条の十三とする改正規定、同法第一百五十条の九の改正規定  
（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第一百五十条の十  
二とする改正規定、同法第一百五十条の八の改正規定、同条を同  
法第一百五十条の十一とする改正規定、同法第一百五十条の七第一  
項の改正規定、同条を同法第一百五十条の十とする改正規定、同  
法第一百五十条の六の次に三条を加える改正規定並びに同法第一百  
五十一条、第一百五十三条、第一百五十四条第一項、第一百五十五条第  
一項、第一百六十三条第三項及び第十四項、第一百七十三条第一項、第  
一百七十六条、第二百七条の三並びに第二百十三条の二の改正規  
定並びに同法附則第二条第一項及び第四条の二の改正規定、第  
八条中船員保険法第一百十二条第二項、第一百十四条第一項及び第  
百二十二条第二項の改正規定並びに同法附則第七条の改正規  
定、第九条中国民健康保険法第六十九条、第七十条第一項、第七  
十三条第一項及び第二項、第七十五条、第七十五条の七第一項、第  
七十六条第一項及び第二項並びに第八十一条の二第十項の改  
正規定、第十条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）、第十  
一条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項及  
び第十六条の八の改正規定、同条を同法第十六条の十一とする

八の改正規定、同条を同法第十六条の十一とする改正規定、同法第十六条の七第一項の改正規定、同条を同法第十六条の十とする改正規定、同法第十六条の六の次に三条を加える改正規定、同法第十七条の改正規定（「の規定による利用又は」を「並びに第十六条の七第一項及び第二項の規定による利用及び」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第十七条の二第一項の改正規定（「前条」を「前条第一項」の二第一項の改正規定（「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十五条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十九条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十八条规定第一項及び第二項、第三十九条第一項及び第二項、第六十一條第三項、第七十二条第二項、第八十一条第二項並びに第九十三条第一項及び第二項の改正規定、同法第一百条第一項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同条第二項並びに同法第一百四条第一項及び第三項、第一百六十二条第二項、第一百二十条第一項、第一百三十四条第三項、第一百三十七条第三項、第一百二十二条第二項並びに第一百三十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第一百条第一項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同条第二項並びに同法第一百四条第一項及び第三項、第一百六十二条第二項、第一百二十条第一項、第一百三十四条第三項、第一百三十七条第三項、第一百二十二条第二項並びに第一百三十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第一百四条第一項及び第三項、第一百六十二条第二項、第一百二十条第一項、第一百三十四条第三項、第一百三十七条第三項、第一百二十二条第二項並びに第一百三十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第一百四条第一項及び第三項、第一百六十二条第二項、第一百二十条第一項、第一百三十四条第三項、第一百三十七条第三項、第一百二十二条第二項並びに第一百三十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第一百四条第一項及び第三項、第一百六十二条第二項、第一百二十条第一項、第一百三十四条第三項、第一百三十七条第三項、第一百二十二条第二項並びに第一百三十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第一百四条第一項及び第三項、第一百六十二条第二項、第一百二十条第一項、第一百三十四条第三項、第一百三十七条第三項、第一百二十二条第二項並びに第一百三十二条第一項及び第二項の改正規定（「第百十八条の十及び第百十八条の十一」を「第百十八条の十一」を「第百十八条の十三及び第百十八条の十四」に改める部分に限る。）、同法第一百十八条の三第一項の改正規定、同法第一百十八条の十一の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同法第一百十八条の三第一項の改正規定、同法第一百十八条の十一

改正規定、同法第十六条の七第一項の改正規定、同条を同法第十六条の十とする改正規定、同法第十六条の六の次に三条を加える改正規定、同法第十七条の改正規定（「の規定による利用又は」を「並びに第十六条の七第一項及び第二項の規定による利用又用及び」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第十七条の二第一項の改正規定（「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十九条第一項及び第二項、第六十一條第三項、第七十二条第二項並びに第九十三条第一項及び第二項の改正規定、同法第一百条第一項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同条第二項並びに同法第一百四条第一項及び第三項、第一百六十二条第二項、第一百二十条第一項、第一百三十四条第三項、第一百三十七条第三項、第一百二十二条第二項並びに第一百三十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第一百四条第一項及び第三項、第一百六十二条第二項、第一百二十条第一項、第一百三十四条第三項、第一百三十七条第三項、第一百二十二条第二項並びに第一百三十二条第一項及び第二項の改正規定（「第百十八条の十及び第百十八条の十一」を「第百十八条の十三及び第百十八条の十四」に改める部分に限る。）、同法第一百十八条の三第一項の改正規定、同法第一百十八条の十一の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、百十八条の十一の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、

の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十四とする改正規定、同法第百十八条の十の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十三とする改正規定、同法第百十八条の九の改正三とする改正規定、同法第百十八条の九の改正規定、同条を同法第百十八条の十の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十二とする改正規定、同法第百十八条の八第一項の改正規定、同条を同法第百十八条の十一とする改正規定、同法第百十八条の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第二百五条の三及び第二百六条の二の改正規定、第十四条の規定（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十五条中予防接種法第二十四条第一項の改正規定、同法第二接種法第二十四条第一項の改正規定、同法第二十八条の次に三条を加える改正規定、同法第二十九条第一項及び第三十条の改正規定、同法第二十九条第一項及び第三十一条の改正規定（「又は提供」を「及び提供並びに第二十八条の二第一項及び第二項の規定による仮名予防接種等関連情報の利用及び提供」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第三十二条第一項に二項を加える改正規定、同法第三十二条第一項の改正規定（「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第三十三条第一号及び第四十三条第一号の改正規定並びに同法第四十八条及び第五十九条の改正規定、第二十条の規定、第二十二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の二の規定、第二十条の規定、第二十二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の二の三第一項及び第八十九条の二の十一の改正規定、同条を同法第八十九条及び第八十九条の二の十一の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十四とする改正規定、同法第八十九条の二の十

同条を同法第百十八条の十四とする改正規定、同法第百十八条の十の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十三とする改正規定、同法第百十八条の九の改正規定、同条を同法第百十八条の十二とする改正規定、同法第百十八条の八第一項の改正規定、同条を同法第百十八条の十一とする改正規定、同法第百十八条の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第二百五条の三及び第二百六条の二の改正規定、第十四条の規定（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十五条中予防接種法第二十四条第一項の改正規定、同法第二十九条第一項及び第三十条の改正規定、同法第三十二条第一項の改正規定（「又は提供」を「及び提供並びに第二十八条の二第一項及び第二項の規定による仮名予防接種等関連情報の利用及び提供」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第三十二条第一項の改正規定（「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第三十三条第一号及び第四十三条第一号の改正規定並びに同法第四十八条及び第五十九条の改正規定、第二十条の規定、第二十二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の二の三第一項及び第八十九条の二の十一の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十四とする改正規定、同法第八十九条の二の十

の改正規定、同条を同法第八十九条の一の十三とする改正規定、同法第八十九条の二の九の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十二とする改正規定、同法第八十九条の二の八第一項の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十一とする改正規定、同法第八十九条の二の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第一百九条の二及び第百九条の三の改正規定、第二十六条の規定、第二十七条の規定（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十八条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十五条、第十七条、第二十七条及び第二十九条の規定、附則第三十五条（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第三十八条（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）及び第三十九条（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）の規定、附則第四十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十二条の規定並びに附則第五十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十  
(略)

(検討)

第二条 政府は、第一条の規定（前条第一号、第四号及び第五号に掲

十  
(略)

(檢討)

## 第二条（新設）

げる改正規定を除く。以下この項において同じ。) の施行後三年を  
目途として、第一条の規定による改正後の医療法第三十条の十八  
の六第一項の指定を受けた区域において、新たに開設された診療  
所（同法第一条の五第二項に規定する診療所のうち、医業を行う  
場所であつて患者を入院させるための施設を有しないものに限  
る。以下この項において同じ。) の数が廃止された診療所の数を超  
える区域がある場合には、当該区域における新たな診療所の開設  
の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を  
講ずるものとする。

2|

政府は、都道府県が医師手当事業（第六条の規定による改正後  
の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律  
第十条の二の医師手当事業をいう。）を行うに当たり、保険者協議  
会（高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十七条の二第一項の  
保険者協議会をいう。）その他の医療保険者等（第六条の規定によ  
る改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関  
する法律第十条の五第一項の医療保険者等をいう。）が意見を述べ  
ることができる仕組みの構築について検討を加え、必要があると  
認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす  
る。

3| 前二項に定める事項のほか、政府は、この法律の施行後五年を  
目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この

（新設）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による  
改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」

項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4

政府は、この法律の公布後速やかに、介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者(以下この項において「介護・障害福祉従事者」という。)の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあること、介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的な負担の大きいものであること、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保が要介護者等(介護保険法第七条第五項の要介護者等をいう。)並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資すること等に鑑み、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を図りつつ介護・障害福祉従事者の人材の確保を図るため、介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保について、その処遇の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を機動的に講ずるものとする。

(新設)

という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。